

奈良県告示第五百二十二号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十七条ただし書の規定により、奈良県流域下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関を次のとおり指定したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十二條の二第三項の規定により告示し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

株式会社南都銀行